

滋賀県住生活基本計画の見直しの概要

今年度に見直しを予定する事項

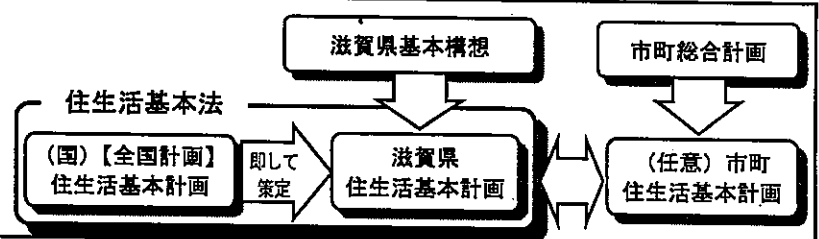
見直しに伴う計画期間の変更 (H23~H32 → H28~H37)

計画の根拠および位置づけ

- 住生活基本法第 17 条第 1 項により策定すべきこととされる都道府県計画。
- 国が策定する全国計画に即して策定。

計画期間および見直し

- 10 年間の計画を策定し、概ね 5 年ごとに見直しを行う。
- 現行計画 (H23 見直し後) : H23~H32 当初計画 : H18~H27



滋賀県住生活基本計画の体系

住宅政策の基本理念 『快適でうるおいのある安全・安心な住まい・まちづくり』
住宅政策の基本姿勢 【基本的視点】①市場重視、②ストック重視、③ハード、ソフト両面の施策展開、④地域特性や課題を踏まえきめ細やかに対応
【基本姿勢】 多様な主体とのパートナーシップに基づく住宅政策の推進

基本目標 (成果指標)

施策の展開方向

(1) 安全・安心で快適な住宅・住環境の形成

- 新耐震基準適合住宅率
- 密集市街地等を整備した面積
- 最低居住面積水準未達率
- 新築住宅における認定長期優良住宅の割合など

- ア 災害に備えた住宅・まちづくり
- イ 良質な住宅ストックの形成
- ウ 快適な住環境の形成

- 【重点施策】ア 地震に対する減災、防災の推進
- イ 災害に強い都市基盤整備の推進

(2) 誰もが安心して暮らせる住宅とコミュニティの再構築

- 【国協議事項】計画期間内における公営住宅の供給目標量
- 共同住宅のうち玄関まで車椅子等が通行可能な住宅ストック率
- 高齢者のいる住宅の一定のバリアフリー化率
- 高齢者のいる住宅の高度のバリアフリー化率
- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
- 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率
- 公営住宅のバリアフリー化率

- ア 高齢者・障害者等に配慮した住まい・まちづくり
- イ 子育てに配慮した住まい・まちづくり
- ウ 多様なニーズに対応した公営住宅の供給と良好なコミュニティの形成

- 【重点施策】ア 高齢者・子育て世帯等に配慮した住宅の供給
- イ 公営住宅の公平・的確な供給と良好なコミュニティの形成
- ウ 保健・福祉・医療等との連携

(3) 豊かな環境と調和した住宅・住宅地の形成

- 新築住宅における省エネ基準達成率
- 二重サッシ等の断熱対策住宅割合
- 減失住宅の平均築後年数
- 住宅の減失率

- ア 自然環境への負荷の低減に配慮した住まい・まちづくり
- イ 自然環境と調和した住まい・まちづくり
- ウ 既存住宅の有効活用と良好な維持管理

- 【重点施策】ア 滋賀らしい環境こだわり住宅の推進
- イ 環境に配慮した住宅・まちづくりモデルの推進

(4) 気候・風土、歴史・文化や地域資源を活かした住宅・住宅地の形成

- まちづくりの推進を図る NPO 法人数
- 景観計画に基づき取組を進める地域の数
- 住生活基本計画策定市町割合

- ア 地域の気候・風土を活かした住まい・まちづくり
- イ 地域の歴史・文化を活かした住まい・まちづくり
- ウ 地域住民主体の個性ある住まい・まちづくり

- 【重点施策】ア 市町住生活基本計画策定の推進
- イ 地域における推進体制の構築

(5) 定住促進や住宅産業の活性化等による地域活力の維持・創出

- 駅至近住宅の割合
- 木造建築工事従業者数

- ア 地域の活性化に寄与する住まい・まちづくり
- イ 中小住宅生産者の市場競争力の強化

- 【重点施策】ア 定住促進に向けた多様なニーズに対応した住宅の供給
- イ 地域の住宅産業等の活性化

(6) 適切な住情報の提供と市場機能の活用

- リフォーム実施率
- 新築住宅性能表示実施率
- 既存住宅流通シェア

- ア 望ましい住まいづくり・住まい方の情報収集・発信
- イ 県民が安心して住宅を選択・取得できる環境の整備

- 【重点施策】ア 適切な住情報の提供 (住まい、住まい方に関する住教育の充実)
- イ 住宅相談体制の充実
- ウ 安心して適切な住宅リフォームが行える環境整備

成果指標 (数値目標) の再設定 (平成 37 年度の目標を設定)

新たな目標、成果指標等の設定

追加を検討する事項の例

- ・空き家対策、高齢者や子育て世帯向け住宅の供給、住宅産業の振興などに係る方針等を検討
- ※ 住生活基本計画 (全国計画) の課題認識
 - ・少子高齢化、人口減少 (世帯数減少による空家の増加、地域コミュニティの希薄化等)
 - ・住宅ストック活用型市場への転換の遅れ
 - ・マンションの老朽化や空き家の増加

今後の計画見直しのスケジュール

H28	4月~6月	県内市町の方針、県内の住宅の状況の整理、分析
	7月~9月	市町・関係団体との調整
	11月	計画原案作成
	12月	【常任委員会報告】県民生活コメントの実施
H29	2月	【常任委員会報告】計画案作成
	3月	国土交通大臣同意申請 変更計画策定、公表